HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Werner Hechberger, Staufer und Welfen 1125-1190 ; Zur Verwendung von Theoriren in der Geschichtswissenschaft, Böhlau,Köln, 1996, xi+470 S
Author(s)	松下, 真之
Citation	西洋史論集, 1, 68-76
Issue Date	1998-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37419
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_68-76.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Werner Hechberger, *Staufer und Welfen 1125–1190*[1]*; Zur Verwendung von Theorien in der Geschichtswissenschaft*, Böhlau, Köln, 1996, xi＋470 S.

松下真之

中世中期のドイツ国制史研究について、エーゴン・ボーショフは従来の支配的な見解を「十二世紀から十三世紀の始まりにおけるドイツの政治史とこの時代の帝国国制の発展は、帝国の二つの指導的な名門貴族であるシュタウファーとヴェルフェンの闘争の経過によって本質的な部分を決められた」とまとめている[2]。この見解は「シュタウファー」をザクセン朝とザーリアー朝に続く正統な王朝と見なし、「ヴェルフェン」を常に王家に敵対する者とみなすものであった。この枠組みにおいては、ズップリンゲンブルクの国王ロタール三世（位一一二五～一一三七）とハインリヒ獅子公の三男のオットー四世（位一一九八～一二一八）は正統な王権に対する対立王権と位置付けられ、更に「ヴェルフェン」は平穏時においても「シュタウファー」王家の潜在的な敵対者と見なされた[3]。しかし、一九六九年にフランツ・ヨーゼフ・シュマーレは、ロタール三世の政策を積極的に評価しようとする論文において、従来の「シュタウファー」的立場からのロタール三世に対する見解に批判を行った[4]。また一九六〇年代の終り頃から、カール・シュミット、オディロ・エンゲルス、オットー・ゲルハルト・エクスレをはじめとする「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の家門史研究の進展によって、十二世紀の段階では、これらの貴族の家門がはっきりと形成されていないことが示された[5]。そのため、かかる枠組み自体を見直すことが必要となってきたと言うことができる。この流れの中で、著者ヘーヒベルガーは本書において、近年の人物史研究や家門史研究の成果を積極的に取り入れていくことによって、これまでの枠組みとは異なる新たな枠組みを打ち出している。

本書の章立ては次のようになっている。

第一章　序文
第二章　主題と研究方法
第三章　コンラート三世の統治期におけるヴェルフ六世の問題と解決の試み
第四章　学問的理解の諸基礎
第五章　ヴェルフ六世についての問題、原因
第六章　一一二五年と一一九〇年の間の時代におけるシュタウファーとヴェルフェン、同時代人の視点
第七章　ヴェルフ六世についての問題、解明への提案
第八章　一一二五年と一一九〇年の間の時期におけるシュタウファーとヴェルフェン、歴史家の視点
第九章　結び

第一章と第二章は次のような問題提起を行っている。歴史学において史料の解釈の際に何らかの枠組みが用いられるが、その時に適切でない、もしくは時代錯誤の枠組みが用いられたならば、誤った理解がもたらされる。そのため歴史学研究において、用いられる枠組みに対して検討を行うことが必要であると。著者は、その議論の出発点として国王コンラート三世の統治期（一一三八～一一五二）のヴェルフ六世とシュヴァーベン大公フリードリヒ三世の政策についての問題を取り上げている。第三章はこの問題についての従来の研究の問題点を指摘している。第四章は従来の研究で欠如している歴史学研究に用いる枠組みの検討の重要性を述べている。第五章は、ヴェルフ六世とフリードリヒ三世の問題について従来の研究が「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立の枠組みを前提にして史料解釈を行ってきたことを指摘している。そこで第六章は、家門史研究の成果を用いて、十二世紀の段階では家門意識がはっきりと形成されていなかったこと、そして二つの家門の対立が同時代人の特殊な意識であったことを挙げ、対立の枠組みそのものを否定する。その上で第七章は、ヴェルフ六世とフリードリヒ三世の問題について新たな枠組みでとらえ直している。第八章は、このことが従来この対立の枠組みでとらえてきた十二世紀の一連の政治的事象、そして十二世紀の個々の「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の関係についても当てはまるかを、この枠組みを外した、新たな枠組みでとらえ直そうとしている。

この紹介では、歴史学研究における枠組みの設定意義の問題には触れず、ヴェルフ六世の問題を中心として見ていくことにする。（一）では予備知識として、著者の理解にそってザーリアー朝の断絶後から国王フリードリヒ・バルバロッサの選出までの経過を概説的に記述する。（二）では、著者はヴェルフ六世の問題を「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立の枠組みで見るべきでないと述べているが、その根拠となっている第六章の同時代人による「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の家門意識とその対立の見解を、著者の理解に従ってまとめる。（三）ではコンラート三世統治期のヴェルフ六世によるバイエルン大公領の要求について、従来の見解に対する著者の新たな見解を提示し、第八章で著者が新たにとらえ直そうとしている十二世紀像の中から一つ紹介することにする。

一　十二世紀のドイツ史概説

一一二五年に国王ハインリヒ五世（位一一〇六～一一二五）が死去したが、彼には子供がなく、帝国権標と「ザーリアー」の遺領は、彼が後継者に指名した「シュタウファー」のシュヴァーベン大公フリードリヒ二世の手に渡された。フリードリヒ二世は国王に選出されることを期待するが、その後行なわれた選挙ではズップリンゲンブルクのロタールが選ばれた。国王ロタール三世はフリードリヒ二世に対して「ザーリアー」の遺領に含まれていた王領の返還を要求したが、フリードリヒ二世はこれを拒否し、弟のコンラートを対立国王に立て、ロタール三世と争った。このとき「ヴェルフェン」のハインリヒ黒公はフリードリヒ二世の舅であったが、ザクセンの貴族としての立場からロター

ル三世の側につき、さらに、ハインリヒ黒公は息子のハインリヒ傲岸公とロタール三世の一人娘ゲルトルートの婚姻によってその関係を強めた。そしてフリードリヒ二世とコンラートはロタール三世と戦うが、都市シュパイヤーとニュルンベルクを攻略され、最終的に一一三五年に降伏した。一一三七年にロタール三世が死去したとき、その娘婿のハインリヒ傲岸公は、ロタール三世の後継者として国王選出を期待するが、選挙で選ばれたのは前述の「シュタウファー」のコンラートであった。国王となったコンラート三世（位一一三八～一一五二）は傲岸公にザクセンとバイエルンのどちらかの大公領の返還をもとめたが、それが拒否されると彼に対する訴訟を起こし、傲岸公が裁判に欠席したことを理由に、彼を誠実義務違反とし、両大公領を没収した。これに対し、傲岸公は両大公領の返還を求めて行動を起こすが、まもなく死去し、ザクセン大公領に関しては、彼の息子ハインリヒ獅子公が国王と争い、バイエルン大公領では、傲岸公の弟ヴェルフ六世が国王と争った。ザクセンにおいて勝利を収めたハインリヒ獅子公は、次にバイエルン大公領に対する要求を行ない、事態を収拾しようとした国王コンラート三世は一一四二年にハインリヒ獅子公と次のような和解にいたった。コンラートは獅子公にザクセン大公位を認める代わりに、獅子公の母であるゲルトルートと「バーベンベルガー」のハインリヒとの結婚を成立させ、獅子公のバイエルン大公領の要求を取下げさせた。しかし、この和解に関係なくヴェルフ六世は、依然としてバイエルン大公領に対する要求を続けていた。コンラート三世は十字軍遠征中に、ヴェルフ六世と和解を試みるが、ヴェルフ六世はそれを拒否し、シチリア国王の援助を受けて、コンラート三世と戦うが敗れた。そして両者にとって甥にあたるシュヴァーベン大公フリードリヒ・バルバロッサの仲裁によって、国王とヴェルフ六世は和解した。その一方で、ハインリヒ獅子公は母ゲルトルートの死によって一一四二年の和解が無効になったとして、バイエルン大公領に対する要求を再び掲げたが、この問題が未解決のまま、一一五二年にコンラート三世が死去し、甥であるフリードリヒ・バルバロッサ（位一一五二～一一九〇）が国王に選ばれた。国王となったバルバロッサはこの問題に着手し、獅子公にバイエルン大公領を与えた。そして、ヴェルフ六世にはスポレト大公領をはじめとするイタリアのレーンを与え、「バーベンベルガー」のハインリヒに対しては、オーストリアを辺境伯領から大公領に昇格させ、その上小特許状を与えることによって、バイエルン大公領をめぐる争いの解決を図ったのである。

以上のように、コンラート三世の統治期において、ヴェルフ六世はバイエルン大公領を自分に対して要求していた。このことは史料“Historia Welforum”で述べられている。このことは（三）で詳しく述べるが、従来の研究では、ヴェルフ六世は「ヴェルフェン」のためにバイエルン大公領を要求し、国王と戦ったと考えられた。この見解は他の史料の使用とともに、“Historia Welforum”を批判的に解釈することによって出されてきた。著者は、この見解の根拠となっている史料解釈自体が「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立を前提としており、この問題の解明にはまず、この対立の枠組みそのものを外す必要があると述べる。そのため、同時代人の意識の中にこの

ような対立の図式があったかどうかを検討した。

二　「シュタウファー」と「ヴェルフェン」同時代人の理解

著者は、家門史研究の成果を用いて、十二世紀の「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の個々の構成員について同時代人がどのような家門の共同意識をもっていたのか、そして、この二つの家門の構成員の対立を問題としていたのかを以下のように考察している。「シュタウファー」という家門意識は十三世紀になって用いられた。十二世紀の史料に使われていた「シュタウファーの」（de stoupha, von Staufer）という表現は家門ではなく、付加名として、出身地を表す言葉として用いられていた。しかも、コンラート三世の息子の大公フリードリヒ四世が「ローテンブルクの」（von Rothenburg）という付加名で、より多く史料に表れているように、十二世紀において、付加名は家門を表す名称としてまだ定着していなかった。「シュタウファー」の家門意識は、オットー・フォン・フライジングの“Gesta Frederici”において『Heinrici de gueibelinga の子孫』として示されている。これはコンラート三世の母である国王ハインリヒ四世の娘アグネスを通じて、「ザーリアー」の血統を継いでいることを示していた。コンラート三世とフリードリヒ・バルバロッサは「シュタウファー」の男系の意識を全く持っていなかったのではないが、国王証書において「ザーリアー」の諸皇帝、特にハインリヒ四世とハインリヒ五世との血縁関係をはっきりと示しており、アグネスを通じての「ザーリアー」の構成員であることを重要視していた。しかしこの理解は、それ以外の「シュタウファー」の構成員の意識と異なっていた。大公フリードリヒ四世は彼の証書において、コンラート三世の息子であることを示しているが、「ザーリアー」との関係を示していない。また、コンラート三世とバルバロッサの家門意識も異なっており、バルバロッサは国王選出において、「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の血を引くゆえに国王になったことを正当化する必要があったため、「ヴェルフェン」の構成員であることも示している。このように「シュタウファー」のなかで、家門意識は異なっていた。一方、「ヴェルフェン」について見ると、名称としての「ヴェルフェン」はすでにオットー・フォン・フライジングの“Gesta Frederici”においてGuelfide Aldorfio もしくはfamilia Guelforum として用いられている。しかし、「ヴェルフェン」について述べた十二世紀の史料“Genealogia Welforum”“Historia Welforum”“Annalista Saxo”などにおいて、「ヴェルフェン」は家門を示す名称として用いられていない。また、十二世紀の史料である『ヴァインガルデンの皇帝年代記』において、「ヴェルフェン」はヴェルフ六世の死によって断絶しており、ハインリヒ獅子公はその中に含まれていない。このように、十二世紀には「ヴェルフェン」は家門の名称として定着していなかった。また用いられたとしても、今日の「ヴェルフェン」の構成員を全て包括していなかった。これは十二世紀の「ヴェルフェン」の家門意識が今日のそれと異なっていることを示している。ヴェルフ六世の宮廷で編纂された“Historia Welforum”では、獅子公がこの一族の中に入れられていない。この

史料は、もともと『アルトドルフの年代記』と名付けられており、「ヴェルフェン」の所領アルトドルフの歴史を示しており、ヴェルフ六世とその祖先は「アルトドルファー」として現れる。しかし、「アルトドルファー」とならなかった獅子公は、この家門の構成員と見なされなかった。これに対して、十二世紀のザクセンの「ヴェルフェン」の家門意識を表す史料として、いわゆる『ザクセンのヴェルフェン史料』と“Annalista Saxo”があるがこの中ではヴェルフ六世はほとんど現れない。これらの史料は、ハインリヒ傲岸公と獅子公の家門意識を述べているが、この中では女系を通じて、彼らとザクセン貴族の関係、特に国王であったロタール三世と、かつてのザクセン大公「ビルンガー」との血縁関係が重要視されている。そのため南ドイツの「ヴェルフェン」の先祖についての記述はほとんど見られないのである。このように十二世紀において、ヴェルフ六世と獅子公の間でかなり家門意識が異なっていた(7)。

このように、「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の例から、十二世紀において家門はまだはっきりと確定されておらず、その時々の状況において、特に政治的な関連によって家門の理解が変化する可能性が示されている。このことを著者はゲルハルト・オットー・エクスレの言葉を用いて、「家門が精神的な現象であり、実在するものではないからである」と説明している。またこのことは「シュタウファー」と「ヴェルフェン」を、それぞれ一つの家門としてみなし、家門の団体意識やその構成員の共同作業がすでに存在していたと考えることができないことを意味している。そして同じことが「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の関係にも当てはまる。「シュタウファー」と「ヴェルフェン」を今日的な意味での家門として理解することができないため、同時代人のこの理解の見直しが求められる。まずその代表的なものとして、オットー・フォン・フライジングの“Gesta Friderici”が挙げられる。この叙述では、ロタール三世の即位から始まるコンラート三世の死去までの間の「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の争いをオットーは強調して描いているが、オットーにとって重要な事はフリードリヒ・バルバロッサの国王即位の重要性を意義付けることであった。彼にとって「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立は、バルバロッサの即位によって終わるのである。しかし、オットー・フォン・フライジングの叙述を用いて、十二世紀終り頃の年代記著者であるゴットフリート・フォン・ビテルボはこの対立をハインリヒ獅子公が失脚した理由として用いて叙述した。それ故に、彼は獅子公を国王に対する潜在的な敵対者として理解した。そして同様に、十二世紀終り頃の年代記著者であるブルカルト・フォン・ウルスベルクは、一一九八年のシュヴァーベン大公フィリップとオットー四世の二重選挙の前史として、この対立を用い、十二世紀を二つの王家の王位を巡る争いとして叙述を行った。これら三者の叙述は同時代人によるものであるが、それらは彼等の現在の政治状況を考慮しつつ、過去を見ているため「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の一連の争いが叙述の中心となった。このほぼ同時代の歴史家の視点によって造り出された対立の図式が今日まで受け継がれた結果、十二世紀がこの図式で理解された。そのため両家の協調の時期は例外として扱われ

てきた。このことが十二世紀の問題の一部の解明を困難なものとしているのである。そのため著者はヴェルフ六世の問題について、この対立の枠組みを用いずに、別の視点から新たに考察を行った。

三　ヴェルフ六世の問題の解明

従来の研究によってハインリヒ傲岸公の死後のヴェルフ六世の行動の政治目的は、二通りに解釈されてきた。その一つは、ヴェルフ六世がハインリヒ獅子公を「ヴェルフェン」の伝統の継承者であるとみなし、自らは、「ヴェルフェン」の代表者としてバイエルン大公領を要求し、「シュタウファー」そして「バーベンベルガー」と争ったという解釈である。この解釈において、ハインリヒ獅子公とヴェルフ六世の思惑は「ヴェルフェン」のためにバイエルン大公領を要求する事で一致しているが、どちらがバイエルン大公になるかという点にはふれておらず、ヴェルフェン家のためと、曖昧なままにされている。これは、この解釈が十八世紀の王侯家の歴史叙述である“Origines Guelfioae”の影響を受けており、その時代の家門意識に即しているからである。著者は、十二世紀においては官職の権利が家族ではなく個人に帰するため、この解釈が受け入れられないことを指摘している。ヴェルフ六世の個人研究の第一人者であるカリン・フェルトマンはこの解釈を修正して、一一四二年の和解はコンラート三世によるハインリヒ獅子公の母を利用したレーン後見の濫用であり、それに対してヴェルフ六世は獅子公の後見人となり、「ヴェルフェン」の代表者として戦ったと述べている。しかし著者は、ヴェルフ六世の獅子公の後見人としての行動が史料に表れておらず、その上フェルトマンの根拠としている「獅子公がこの時十三才であった」という見解は近年の研究で否定されていることから、著者はこの解釈を受け入れられないとしている。二つめの解釈は、ヴェルフ六世がバイエルン大公領を当初は「ヴェルフェン」のために要求していたが、一一四二年にハインリヒ獅子公が和解によってその獲得を断念した後に、改めて自分に対して要求したというものである。これは、オットー・フォン・フライジングの『年代記』の叙述からも読み取れる。しかしこれに対して、一八三五年にハインリヒ・ルーデンは、史料“Historia Welforum”によれば、一一四二年の前からヴェルフ六世はバイエルン大公領を自分に対して要求しており、獅子公とは別々の行動をとっているという叙述があることから、この解釈は受け入れられないと主張した。これに対し、この解釈の支持者は“Historia Welforum”の作者は無名の修道士であり、『年代記』よりも報告が誤っている可能性が高い、という点から反論を行い、支持をえてきた。しかし、著者は、“Historia Welforum”の作者が近年の研究からヴェルフ六世の宮廷司祭である可能性が高いこと、その内容からオットー・フォン・フライジングの『年代記』の叙述に自分の知っていることを補足したと思われることから、作者の誤りと一概に批判できず、そのためこの解釈を受け入れられないとしている。[8] 著者はヴェルフ六世の行動についての問題を、この二つの解釈の問題の原因が「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立の枠組みのなかで考えられたためであると考察する。この枠組みは（二）

で見たように、同時代の特殊な考え方であり、この問題に対して当てはまらないことから、著者は別の枠組みを用いてこの問題の解明を試みる。著者はこの問題をヴェルフ六世が一諸侯として国王コンラート三世に法的要求を行なったことから、国王と諸侯の関係の枠組みで考えるべきであるとしている。特に兄の死後、国王に大公の地位を認められなかったヴェルフ六世にとって、地位の低下は重大な問題であった。ヴェルフ六世は南ドイツにおける自己の領国政策のために、大公か大公類似の地位が必要であった。彼にとってこの問題は帝国内での地位を巡る争いであった。そのため、獅子公はバイエルンにおいては競争相手であった。このことは、ハインリヒ傲岸公に対するバイエルン大公領の没収の判決に対する態度にも現れている。獅子公は、この判決の無効を訴えることでバイエルン大公領の所有を主張した。しかし、ヴェルフ六世はこの判決を認め、没収されたレーンが子ではなく、男系の親族に与えられることを根拠として、その所有を主張したのである。このことにも、ヴェルフ六世の行動が家門のためでなく、自己のためであることがよく表れていると著者は述べている。

以上のように著者は、ヴェルフ六世の行動を「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立の枠組みで見ていくべきではないことを明らかにし、さらに十二世紀の政治的事象に対しても当てはまるのかを本書で検討している。ここではその例の一つとして、「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の関係が大きな影響力を持つフリードリヒ・バルバロッサの国王選出について紹介することにする。一九六〇年代までの研究では、バルバロッサが国王選挙の際に、ハインリヒ獅子公とヴェルフ六世、そして「ツェーリンガー」のベルトルト四世と選挙協約を結び、投票する代わりに政治的譲歩を与えたという解釈で一致していた。このことは国王証書とオットー・フォン・フライジングの“Gesta Frederici”において裏付けられていた。しかしこれに対して一九七一年にオディロ・エンゲルスは、オットー・フォン・フライジングの報告を「シュタウファー」の理念の産物であるとして退け、ジルベール・ド・モンスの『年代記』をはじめとするバルバロッサの選出に批判的な史料に基づいて、新たな解釈を打ち出した。それによると、一一五二年の国王選挙の際に、獅子公をはじめとしてバルバロッサの対立候補がいたが、バルバロッサは様々な駆け引きによって国王に選出された。しかし著者は、この問題はシュタウファー派の史料を用いるか、反シュタウファー派の史料を用いるかの選択の問題ではなく、従来の解釈も、オディロ・エンゲルスの解釈も「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立の枠組みに基づいたものであり、問題は別の枠組みにあると述べている。そこで著者は選挙協約の問題を再検討している。選挙協約は確かにバルバロッサとベルトルト四世との間に結ばれた。このことは史料で確認できるが、これは両者が国王選挙の前に争っており、そのためバルバロッサが政治的に譲歩した結果として結ばれたものであった。バルバロッサと「ヴェルフェン」の間に対立があったことを前提とした推測によって、従来の研究では「ツェーリンガー」と同様に選挙協約が結ばれたと考えた。しかし、バルバロッサと獅子公、ヴェルフ六世との間に選挙協約が結ばれたことを示す史料はなく、著者は、バルバロッサが母を通じて獅子公とヴェルフ六世と親族関係

にあったことと、コンラート三世の時代のこの三者の関係に注目すべきであると述べている。ヴェルフ六世はバイエルンを巡る争いで国王に敗北しており、その競争相手であった獅子公が王に即位することを望んでおらず、国王との仲裁を行ってくれた甥であるバルバロッサが王になることを望んでいた。そして、獅子公は、バルバロッサが叔父である「バーベンベルガー」のハインリヒよりも「ヴェルフェン」とのつながりのほうが深かったため、彼のバイエルンの要求を支持していたことから、積極的にバルバロッサの王位を支持していた。バルバロッサは国王になると、ヴェルフ六世に大公の地位とイタリアのレーンを与えている。そして、獅子公にバイエルン大公領を与えた。著者はこの行為を選挙協約として理解するのではなく、血縁者を帝国の要職につける政策の枠組みのなかでとらえるべきであるとしている。この枠組みの中で、バイエルンを失うことになる「バーベンベルガー」のハインリヒに対し、オーストリアの大公領昇格が行なわれるのである。(9)

以上のように著者は、ロタール三世とコンラート三世に関する人物史研究と家門史研究の成果を用い、「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立の枠組みのなかで見ていた従来の十二世紀の研究に対して、この枠組みで見ることを否定し、今までの研究の蓄積の上にたって同時代の視点に基づいた十二世紀の国制の新たな見解を提示した。それによって、著者は、これから十二世紀を見るときには、この対立の枠組みに、十分注意を払う必要があることを証明できたといえよう。それによると、ロタール三世と「シュタウファー」の争い、コンラート三世とハインリヒ傲岸公の争い、ヴェルフ六世のバイエルンを巡る争い、コンラート三世の統治期の大公フリードリッヒ三世の政策、アレクサンデルのシスマの際のヴェルフ六世の教皇への荷担、ハインリヒ獅子公の失脚は「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立を原因としているのではなく、それぞれ異なる原因によるものであり、この対立の枠組みを安易にあてはめるべきではなく、それどころかこの対立の枠組みを前提としてこれらの事件を見ると誤った理解をもたらす恐れがあると指摘した。今後この時代の研究に、彼の研究の成果がどのように反映されるか、それに注目していく必要があるだろう。

歴史家は同時代人に比べ、多くの情報を持っている。そのため、歴史的結果からその時代を判断したり、その時代にはない考え方を持ち込んでしまいがちである。そのため同時代の概念、同時代の史料の枠組みでその時代を見ていくことが必要なのである。「シュタウファー」と「ヴェルフェン」の対立の枠組みは、ほぼ同時代の史料からのものであり、この時代の解明が明快なために、これまで用いられてきた。しかしこれは、ほぼ同時代の歴史家の視点であり、同時代にはない見方ももちこんだために、この時代の問題を理解したことにはならない。歴史家の視点と同時代人の視点の区別、このことが著者の強調したい点であると思われる。

註

（1）本書は著者ヘーヒベルガーが一九九四年にパッサウ大学に博士論文として提出したものである。

（2）Egon Boshof, Staufer und Welfen in der Regierungszeit Konrat Ⅲ., in: Archiv für Kulturgeschichte 70, 1988, S.313. ボーショフはくーヒベルガーの博士論文の指導教官であった。

（3）この見解の代表的なものとして、H・ミッタイス、H・リーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』創文社、一九七一年、一九八頁から二〇〇頁をあげておく。

（4）Frantz-Josef Schmale, Lothar Ⅲ. und Friedrich I. als Könige und Kaiser, in: Probleme des 12. Jahrhunderts (Vorträge und Forschungen Bd.12), hrsg. v. Konstanzer Arbeitskreis für Mittelalterliche Geschichte, Sigmaringen, 1968.

（5）このため、「シュタウファー」と「ヴェルフェン」のように「　」で示した家門名は今日一般的に用いられているものを使用している。

（6）シュタウファーの家門については西川洋一「初期シュタウファー王権における家門意識の形成過程」国家学会編『国家と市民』有斐閣、一九九二年、がある。

（7）ヴェルフェンの家門については桑野聡「ザクセンにおけるヴェルフェンの家系意識の形成」『西洋史学』一七九、一九九五年、同「十二世紀貴族の家系意識の形成について」『東海史学』二六、一九九一年、早川良弥「ザクセンにおけるヴェルフェンの家系意識」関西中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』法律文化社、一九九四年、同「中世盛期ドイツ貴族の家系意識」前川和也編著『家族・世帯・家門―工業化以前の世界から』ミネルヴァ書房、一九九三年、がある。

（8）“Historia Welform”の作者の問題については、桑野聡「“Historia Welform”の成立に関する諸問題」『東海史学』二八、一九九三年、七〇頁から七六頁参照。

（9）フリードリヒ一世の国王選出の経緯を多角的に扱った邦語文献として、山本伸二「フリードリヒ一世バルバロッサの国王選出」『西洋史学』一六二、一九九二年、がある。